

伊方原発差止訴訟と憲法～敗訴者の雑感

伊方原発をとめる会 須藤昭男

「伊方原発をとめる会」の須藤です。いつも「伊方原発をとめる会」にご協力いただき感謝します。

「伊方原発をとめる会」は2011年12月8日松山地裁に「福島を忘れるな・福島を繰り返すな」この一つの願いで「伊方原発運転差止請求事件」第一次提訴をしました。法の下に「伊方原発を止め、廃炉」を目指したのです。東京電力福島第一原発事故、悲惨なこと、避難などマスコミも取り上げてくれていました。私は世論の後押しもある原発問題の裁判は勝利のうちに早期に終わるだろうと思っていたのです。ところが延々と14年の長きにわたり結果は敗訴です。仮処分するとき法律も裁判も知らない私にもわかったことがありました。

四国電力の松崎伸一氏が松山地裁の三人の裁判官をまえにプレゼンテーションをしたときのことです。意図的な虚偽の説明を長沢啓行名誉教授が見抜いて指摘したのです。「四国電力の猛反発が始まるな」とおもったのですが、松崎伸一氏、四電側は一言の反論もできなかったのです。

四国電力は裁判所で、裁判の中で、三人の裁判官の前でウソを語ったのです。これで仮処分は勝った、勝訴とおもいましたが敗訴、2025年3月18日の本訴判決でも敗訴です。「なぜだ、どうして」私の頭から離れませんでした。そのようなとき弁護団の河合弘之先生が「世の中は、今のことしか、金のことしか、俺のことしか考えていない」と語られていたことをおもいだしました。

憲法は、国家の統治の在り方をきめる根本原則です。その憲法の根本理念を施行するにあたって、関係機関により法律、条令、規則、〇〇委員会、〇×審査会などができ法の支配体制が確立するのではないのでしょうか。そして法の支配のもとに国民一人ひとりの人権、生活権、自由が保障され社会全体に正義の支配が確立され、国民は法の下での幸せが実現するのだと思います。

この法の支配体制が確立される過程で、河合弁護士が語られた「今のことしか」「金のことしか」「俺のことしか」が、狡猾にロビー活動をするとは愚かな邪推でしょうか。

その姿を見せられたのが「原子力規制委員会」です。

初代委員長田中俊一氏は福島県出身です。良かった、と思いましたが大きな失

望におわりました。彼は「規制基準適合審査に合格した原発で原発事故は起きないといっているわけではない。あくまで審査に合格したと認めただけ」といっているのです。一般国民は規制委員会の審査に合格！安全だと思わないでしょうか。

独立性のない委員会はいつしか「今しか」「金しか」「俺しか」に取り込まれてしまっている悲しい現実の姿ではないでしょうか。

日本国憲法は第二次大戦で流された計り知れない血と犠牲の中から芽吹いた平和憲法です。アメリカからの押し付けだという人がいますが、そうではない。福島県出身の憲法学者鈴木安蔵さんが日本国憲法の起草に大きな影響を与えているのです。今でもその生家は保存されており見学してきました。

為政者に願うことはこの最高の日本国憲法、どのような武器より強いこの日本国憲法を駆使、世界と対峙して頂きたいと思うものです。

大切な集會に発言を赦して頂きありがとうございました。